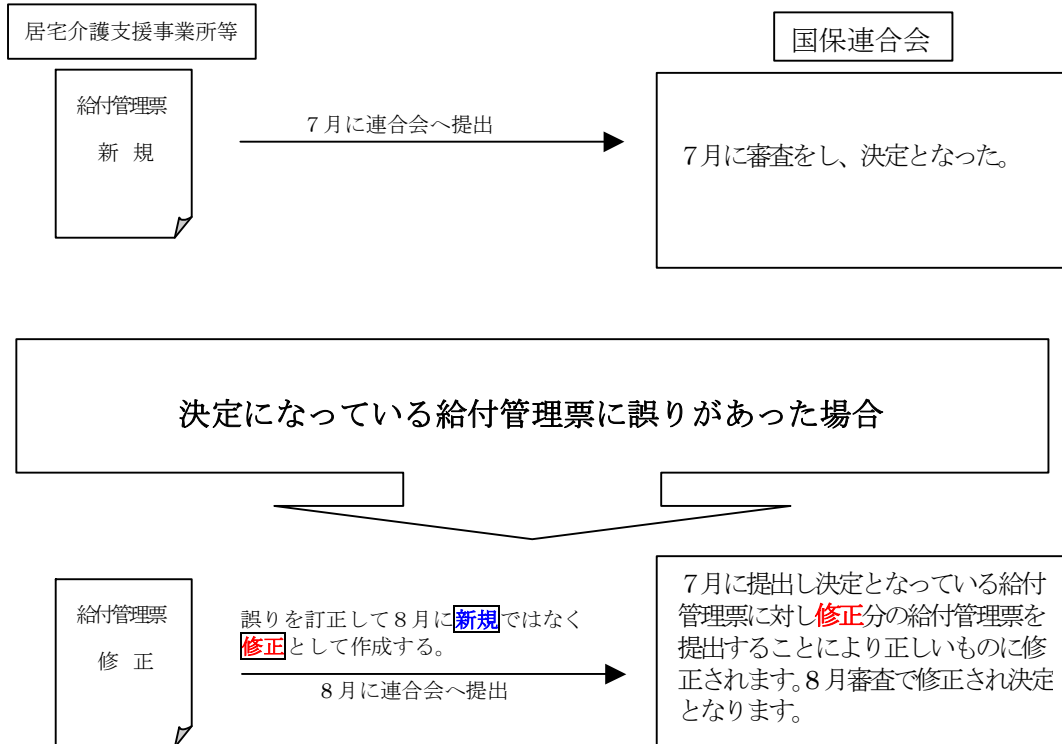


② **修正**で作成する場合

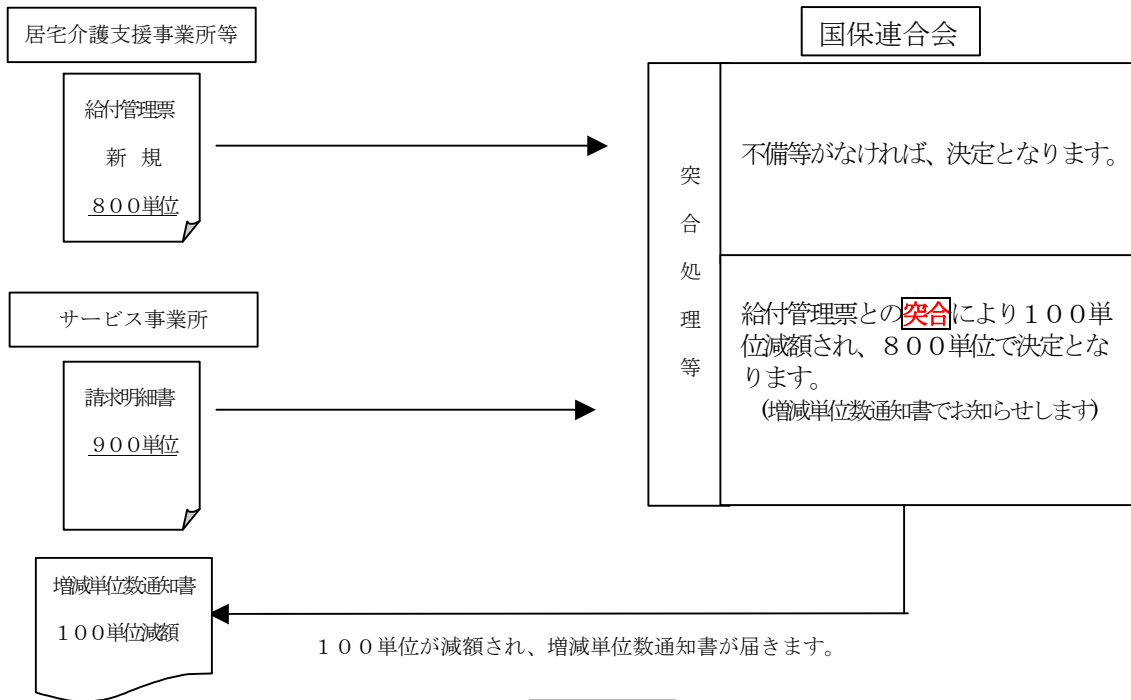
(1) 1度提出して決定されたが、記載等に誤りのある給付管理票

(例) 平成18年6月サービス提供分の給付管理票を7月に提出し決定となったが、誤りがあったため8月に修正分として提出する場合。



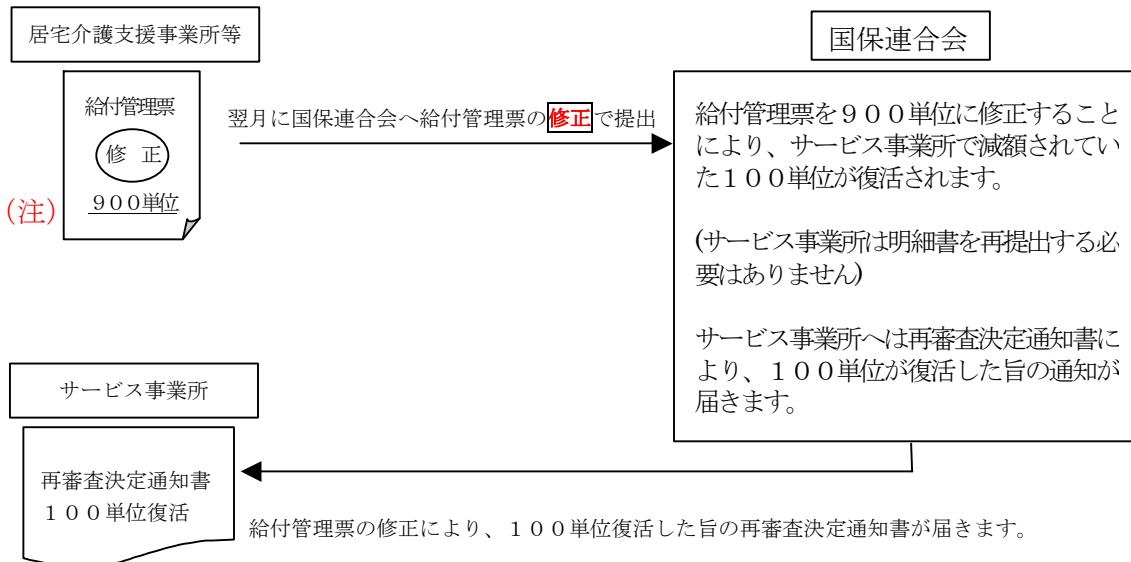
(例) 居宅介護支援事業所等から提出された「給付管理票」の計画単位数 800 単位に対してサービス事業所からは請求明細書の合計が 900 単位で請求されたケース。

《請求》



《対応》

《対応》

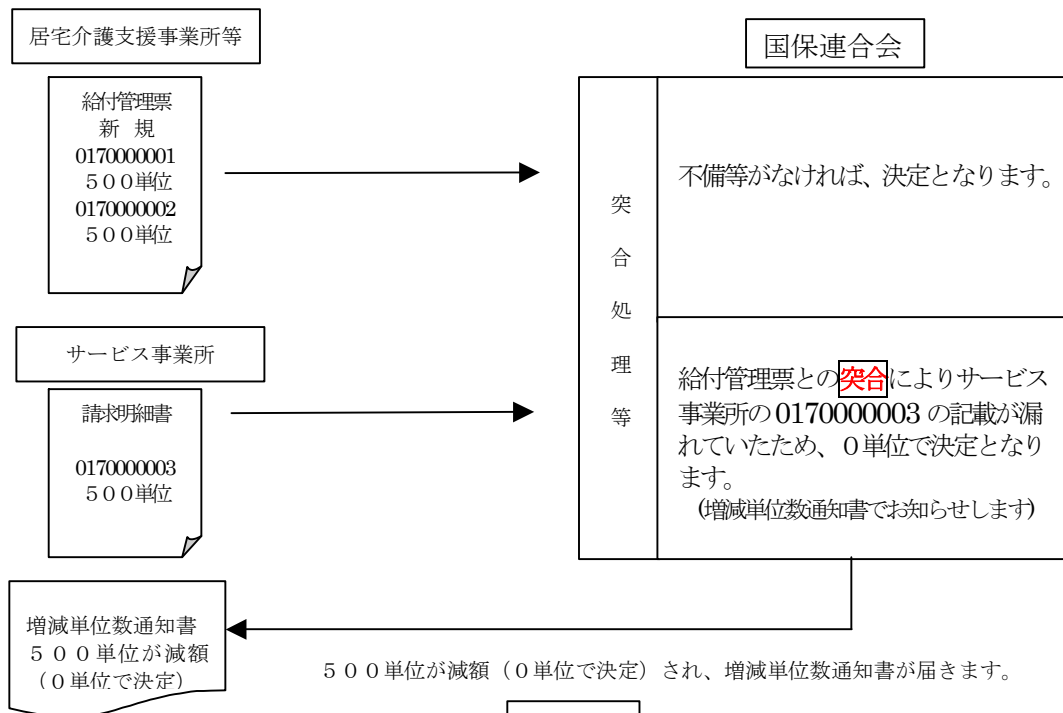


(注) 給付管理票の誤りによる減額なので居宅介護支援事業所は、給付管理票を「修正」として提出する。

なお、給付管理票の「修正」は当初請求した給付管理票情報を上書処理するため、修正箇所のみ記載をするとその他の正しい情報は抹消されますので、新規と同様に全ての情報が必要です。居宅介護支援事業所で「修正」をすることにより、減単位分が復活しますのでサービス事業所側では再請求等の必要はありません。

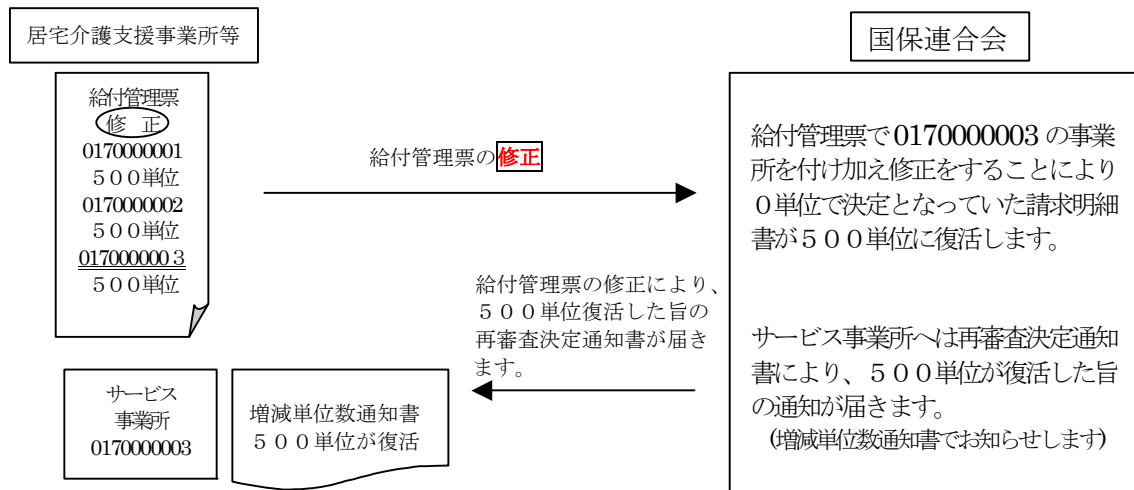
(2) 給付管理票で1つのサービス事業所が漏れた場合

《請求》



《対応》

《対応》



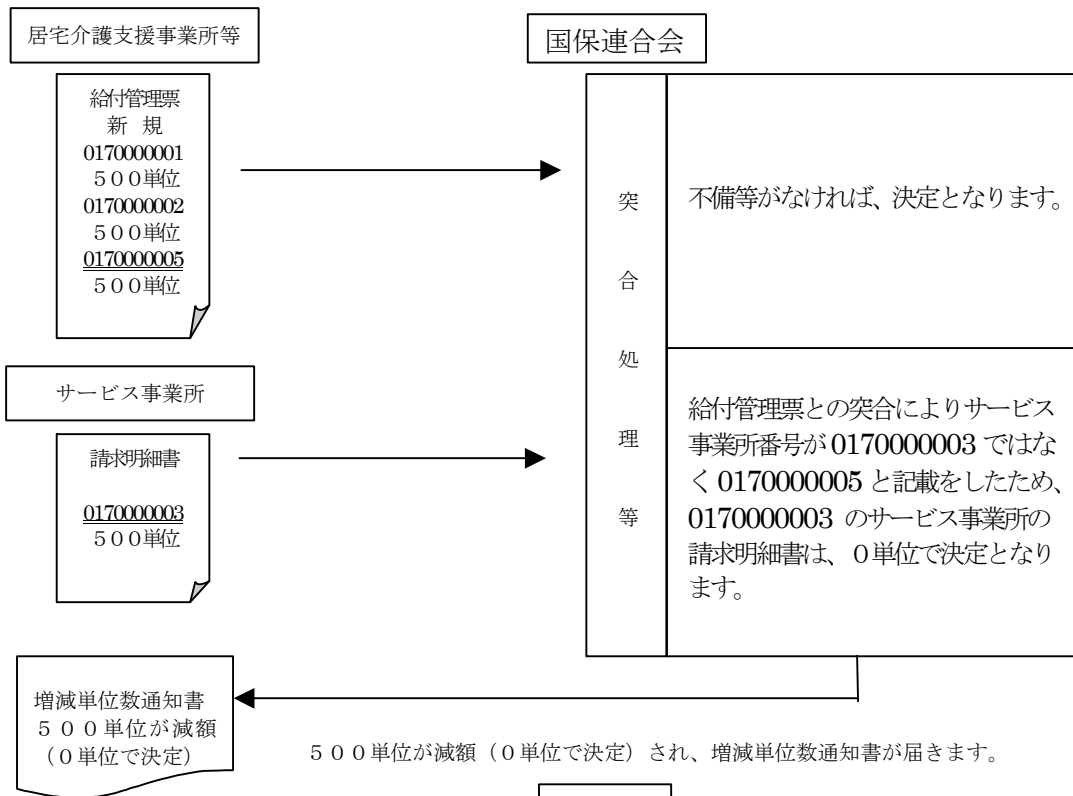
複数のサービス事業所の提供を受けている利用者の場合、例えば3事業所のサービスがあり、本来、給付管理票には3事業所分を載せますが、1事業所が漏れた場合又は違う事業所番号を記載した場合は、不備等がなければ給付管理票は決定となり、その漏れたサービス事業所の明細書は0単位で決定されます。

なお、給付管理票の「修正」は当初請求した給付管理票情報を上書処理するため、修正箇所のみ記載をするとその他の正しい情報は抹消されますので、新規と同様に全ての情報が必要です。

居宅介護支援事業所側で修正をすることにより、0単位で決定になっていたサービス事業所の明細書が請求された単位数に復活しますので、サービス事業所側では再請求等の必要はありません。

(3) 給付管理票でサービス事業所の番号に誤りがあった場合

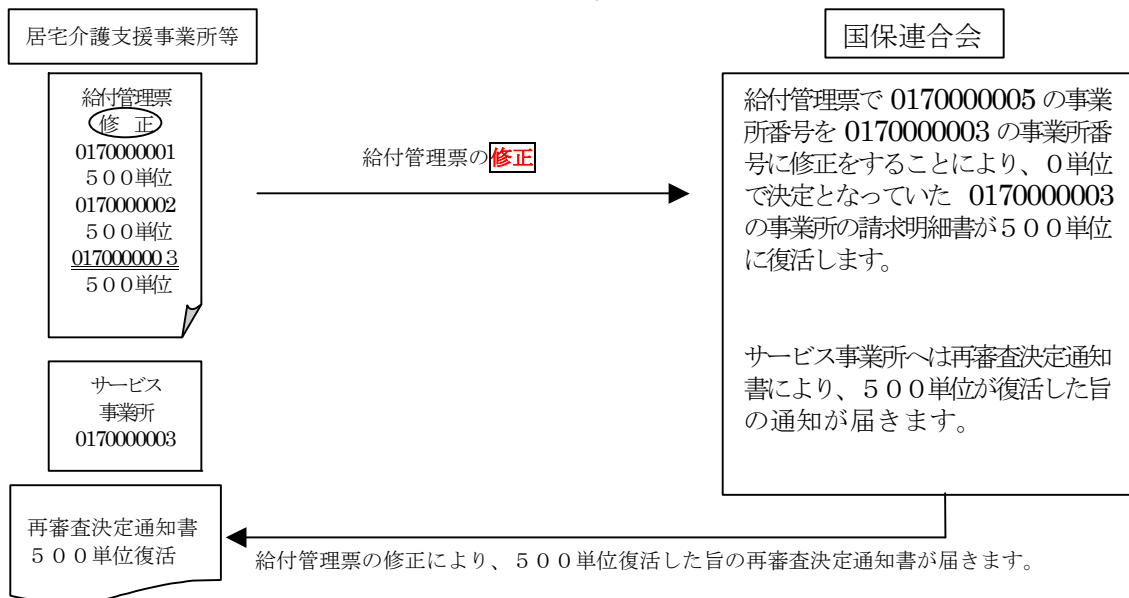
《請求》



500単位が減額（0単位で決定）され、増減単位数通知書が届きます。

《対応》

《対応》



給付管理票の修正により、500単位復活した旨の再審査決定通知書が届きます。

※ 決定となっている給付管理票に対して新規で再提出した場合は、既に実績があるため、返戻となります。（返戻内容：N0 既に当該給付管理票有り）

決定となっている給付管理票の単位数又は事業所番号等に誤りがあった場合は、該当する箇所を訂正し、新規ではなく修正で作成し提出するようご留意願います。

また、紙で提出する場合は、給付管理票の右上に朱書きで「修正」と記載して下さい。